

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給**します。

(これまで)

- ・対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

**対象の拡大** (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象

**更に使いやすい制度へ** (4月30日～(予定))

ハローワークへの求職申し込みが不要に

## 支給上限額 (恵那市の例)

- ・ **単身世帯：29,000円**
- ・ **2人世帯：35,000円**
- ・ **3人世帯：37,700円**

お住まいの自治体の自立相談支援機関

(住宅、仕事、生活などの相談窓口) にご相談ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

